

令和3年度 第1回 八幡浜市入札監視委員会議事録（審議概要）

開催方法 書面開催

開催通知日 令和3年7月6日（火）

委員氏名 神野 雅文 氏（愛媛大学社会連携推進機構 知的財産センター長）
山内 浩 氏（愛媛県建設技術支援センター 事務局長）
村上 尚 氏（伊予銀行 八幡浜支店長）

議題

議題1 委員長の選任について
神野 雅文 氏に決定

議題2 審議事案の抽出について
委員長が指名する委員に一任することを決定
（委員長の指名により、山内 浩 氏が抽出委員を務める）

意見・質問 なし

令和3年度 第2回 八幡浜市入札監視委員会議事録（審議概要）

日 時 令和3年8月25日（水） 午後1時15分～午後2時15分
場 所 八幡浜市役所 八幡浜庁舎5階 501会議室

出席委員氏名 神野 雅文（愛媛大学社会連携推進機構 知的財産センター長）
山内 浩（愛媛県建設技術支援センター 事務局長）
村上 尚（伊予銀行 八幡浜支店長）

市出席者 橋本 顯治（副市長）
藤堂 耕治（総務企画部長）
菊池 司郎（産業建設部長）
明礼 英和（財政課長）
林 一夫（契約検査室長）
宇都宮繁樹（契約検査室次長）
立花遼太郎（契約検査室契約係主事）

議題

議題1 抽出議案の審議について

(様式第 4 号)

令和 3 年度 第 2 回八幡浜市入札監視委員会 議事概要

開催日時及び場所	令和 3 年 8 月 2 5 日 (水) 午後 1 時 1 5 分から午後 2 時 1 5 分 八幡浜市役所 八幡浜庁舎 5 階 5 0 1 会議室	
出席委員の氏名及び職業	委員長 神野 雅文 (愛媛大学社会連携推進機構 知的財産センター長) 委 員 山内 浩 (愛媛県建設技術支援センター 事務局長) 委 員 村上 尚 (伊予銀行 八幡浜支店長)	
審議対象期間	令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 3 1 日	
抽出案件	5 件 (別紙のとおり)	(備考) 委員長の指名により、山内委員 が案件を抽出
一般競争入札	1 件	
指名競争入札	3 件	
随意契約	1 件	
委員からの意見・質問と それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容	審議の結果、委員からの意見具申なし。	

別紙

抽出事案一覧表

No	件 名	入札方式
1	02 水緊補第 1 号 愛宕第 4 配水池敷地造成工事	一般競争入札
2	02 国補生建委第 18 号-3 川之石地区交流拠点施設新築機械設備工事	指名競争入札
3	02 補公下第 3 号 八第 3-34 合流管管渠更生工事	指名競争入札
4	02 単学建委第 10 号 日土小学校プールのフェンス取替工事	指名競争入札
5	02 単漁災第 3 号 大島漁港浮防波堤災害復旧工事	随意契約

令和３年度 第２回八幡浜市入札監視委員会 審議概要

意見・質問	回 答
１． 02 水緊補第１号 愛宕第４配水池敷地造成工事 ・令和２年度の工種が土木の一般競争入札は、全て同一業者が落札しており、かつ本件は落札率が高くなっているが、競争性の観点からどのように考えているか。 ・一般競争入札方式だが価格以外の要素を含めて評価する、総合評価落札方式の入札は実施しているのか。 ・過去の２件の総合評価落札方式の入札は、市外業者が参加する入札だったのか。 ・持ち点とか価格以外の評価はいつもしないと出来ないが、現在は出来ないという理解で良いのか。	・本件は配水池を造成するための市道からの進入路の設置工事と配水池の造成工事を併せて入札を実施したが、複雑な工事であり、かつ施工業者の手持ち工事が多いため、一度、不調になり、再度入札を実施した案件である。入札参加可能業者への聞取りを果基に、可能なものについて設計を変更した結果、何とか応札されたものであり、かつ、他の工事より複雑な工事であるということもあって、落札率が高くなったもので、競争性の観点からも問題ないと考えている。 ・本件については価格だけの競争である。八幡浜市では、総合評価落札方式での入札を過去２回実施しているが、最近では実施していない状況である。 実施していない理由として、一つは地域経済、雇用確保の観点から市内業者のみの入札がほとんどであり、総合評価落札方式はあまりなじまないように思う。もう一つは価格の高い業者が落札する可能性があり、議会や市民への説明が難しいことがある。 ・その通りである。 ・簡易型の総合評価型一般競争入札の要綱は整備しているので、実施できないことはない状況である。

2. 02 国補生建委第 18 号-3 川之石地区交流拠点施設新築 機械設備工事 ・最低価格提示業者はなぜ失格になったのか。 説明では他の工事の完成検査が終わってなかったとあったがそれはなぜか。 ・本件では 4 者が調査基準価格と同額で入札を行っているが、そこまで正確に見積りを行うことはできるのか。 ・予定価格を公表してかつ、調査基準価格を算定する計算式を公表しているのか。 ・先ほどの最低価格提示業者は、入札金額が調査基準価格を大幅に下回っているが、調査基準価格を正確に計算する能力がなかったのか。 ・調査基準価格は計算できたが、落札したいために低入札を行ったのか。 3. 02 補公下第 3 号 八第 3-34 合流管管渠更生工事 ・工種が土木一式になっているが、土木一式で	・八幡浜市低入札価格調査制度運用要領の基本的判断基準（過去に低入札を行って落札し、完成検査が完了していない市発注工事の契約相手方となっていないこと）を満たしていなかったためである。 ・調査基準価格を算定する式はホームページで公表をしており、その式により算出された金額が予定価格の 90%を越えれば 90%とするとしている。それぞれの業者が十分に積算を行う能力があれば、同額となる可能性はあると考えている。 ・その通りである。 ・過去から当市の入札に参加している業者であり、調査基準価格を計算する能力は十分にあるが、基本的判断基準についての認識がなかったのではないかと考えている。 ・調査基準価格を下回る入札であっても、数値的判断基準を満たしていれば低入札価格調査の結果、合理的な理由があると判断されれば、落札できる可能性がある。基本的判断基準についての認識がなかったことと近年にはない工事であり、どうしても落札したかったために低入札を行ったのではないかと考えている。 ・工種の設定については、担当課の技師が行っ
--	---

はなく管工事ではないか。土木一式工事ならば市内の業者のみを指名すればよいのではないか。 ・審議事案２の管工事で指名をしている８業者は管更生工法協会の協会員ではないのか。 ・市内に２者あるが、なぜ、もう１者を指名しなかったのか。 ・工事工種別業者リストの内、市内支店業者以外の業者にはランクを設定していないのか。 ・市外業者でランクが低くても、管更生工法協会の会員であれば入札に参加できるのか。 ・低入札の場合、例えば愛媛県では品質が確保できるか、施工体制が確保できるかという観点からヒヤリングを行うが、どのような観点から合理的な入札であると判断したのか。 ・合理的な理由があるという判断は理解するが、品質の確保に関する観点は無いのか。品確法が出来たのもこのような観点であり、品質確保という点から見直した方がよいのではない	ており、設計内容を考慮し決定することとなるが、今回の下水道工事については過去も土木一式の工種で設定されている状況である。市内業者には、管更生工法協会の協会員は２業者しかいないため市外業者を含めた指名としている。 ・８業者は協会員ではない。当市に本店、支店又は営業所を置いている業者の中では、土木一式工事の工種で登載されている２者が協会員である。 ・入札参加資格停止期間であったため、本件では指名をしていない。 ・当市に本店、支店又は営業所を置いている業者のみランクを設定しているため、他の業者についてはランクが設定されていない。 ・本件の指名業者の選定理由である、１.平成３１・３２年度有資格者名簿に土木一式の工種で登載されていること。２.愛媛県内に本店、支店及び営業所等の営業活動拠点があること。３.各管更生工法協会の協会員であること。４.自社施工による管更生工の施工実績あること。以上４つの観点から参加業者を選定している。 ・資料に添付している低入札価格調査制度の１３の調査項目から判断を行った。具体的には、適切に経費の削減がされていること、資材購入業者や下請け業者と長年の良好な関係であること、施工実績や経営状況についても他の同様の工事において良好であることなどから合理的な理由があると判断した。 ・今後、低入札の件数が著しく増加してくるのであれば、工事品質確保の観点から低入札審査のあり方についても検討したい。 本件については、調査基準価格よりわずか
---	---

か。 4. 02 単学建委第 10 号 日土小学校プールのフェンス取替工事 ・ 応札業者が 1 業者のみだが、条件の悪い工事であったのか。 5. 02 単漁災第 3 号 大島漁港浮防波堤災害復旧工事 ・ 随意契約でも予定価格は公表しているのか。	155 円低い額であったということもあったため、品質や施工体制が確保できると判断した。金額の差が大きい低入札の場合はその点を考慮する必要があると考える。 ・ 本件は発注が年度末に近かったことや、業者が手持ち工事を多く抱えていたことが、応札業者が少ない原因であると考えている。 ・ 随意契約においては予定価格を公表していない。
---	---